

埼玉県営競輪協賛レース実施要綱

(目的・趣旨)

第1条 この要綱は、ファンと競輪選手が一体となった競輪事業の運営及びその活性化を図ることを目的として行う埼玉県営競輪協賛レース（以下「協賛レース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(協賛者)

第2条 協賛レースの実施を希望する者（以下「申込者」という。）は法人、その他の団体又は個人とする。

2 申込者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業を営むもの、消費者金融業を営むもの
- (2) 県の入札参加資格に関して指名停止措置を受けているもの
- (3) その事業を営むに当たり、官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その免許又は許可等を受けていないもの
- (4) その行う事業又は行為が社会的批判の対象となっているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員であるもの
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協賛者として適当でないと知事が認めるもの

(対象レース)

第3条 協賛レースの対象は、埼玉県営大宮競輪・西武園競輪とする。

2 協賛は1レース単位とし、対象となるレースは、別表1のとおりとする。

(レースタイトルの命名)

第4条 命名するレースタイトルは12文字以内とする。

2 命名するレースタイトルは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 他者の権利を侵害するもの
 - ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ウ 商標、著作権並びにその他財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがあるもの（申込者が著作権、商標、その他の財産権所有者から許可を得られたものを除く）
 - エ 他者の権利保護の観点から認められないもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張するもの

(6) 公営競技としての公共性もしくは中立性又は品位を損なうおそれがあるもの

ア 公共に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

イ 出走する選手を連想させるもの

ウ 競輪事業の運営に不利益を与えるもの

エ 公平・公正の観点から認められないもの

(7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) その他、埼玉県営競輪のレースタイトルとして適当でないと認められるもの

(申込み)

第5条 申込者は、協賛レースの実施を希望する競輪の開催競輪場ホームページ（大宮競輪場又は西武園競輪場）を通じ、希望する競輪開催日の原則15営業日前までに、埼玉県営競輪協賛レース実施申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

(審査及び認定)

第6条 前条の規定による申込みがあったときは、審査により認定の可否について決定する。

2 前項の審査は、埼玉県営競輪開催執務委員長（以下「開催執務委員長」という。）が行う。前項に規定する審査終了前までに同一レースに複数の申込みがあった場合には、原則として先着順に選定する。

3 審査に当たり必要に応じて、開催執務委員長は一般社団法人日本競輪選手会各支部、公益財団法人JKA及び公益社団法人全国競輪施行者協議会に申請内容に関して照会をすることができる。

4 協賛レースの認定の可否を決定したときは、埼玉県営競輪協賛レース認定可否等決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知する。

(協賛金額等)

第7条 協賛金額は別表2のとおりとする。

2 協賛レースが認定された場合、申込者は指定期日までに協賛金額相当の商品券を協賛品として納品しなければならない。

3 企業・団体の申込者は、協賛品のほかファンサービス品を提供するものとする。

(協賛品の取扱い)

第8条 協賛品は、認定された協賛レースが含まれる開催の決勝戦の優勝選手に対して副賞として贈呈するものとする。

2 当該開催において級別に複数の決勝戦が実施される場合は、申込者が副賞贈呈の対象となる決勝戦を選択するものとする。

(申込者の特典)

第9条 申込者への特典は別表3のとおりとする。

(認定の取消し)

第10条 開催執務委員長は、次の各号にあたる時は、第5条の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定後、この要綱に違反することが判明したとき
 - (2) 虚偽内容等により申込を行い、認定を受けたことが判明したとき
 - (3) 認定後、申込者から認定取下げ依頼書(様式第3号)が提出されたとき
 - (4) 認定後、申込者の責めに帰すことのできない場合を除き、取下げ依頼書の提出なく協賛品が納品されなかったとき
 - (5) 協賛認定時に予見できなかった事情により、協賛が困難となるに至ったと認められるとき
- 2 認定が取り消されたときは、埼玉県営競輪協賛レース認定取消通知書(様式第4号)により、申込者に通知する。
- 3 認定が取り消されたことにより生ずる不利益及び損害については、埼玉県はこれを補償しない。

(協賛品の返還)

第11条 納品された協賛品は、返還しない。ただし、申込者の責めに帰すことのできない理由による時は、この限りでない。

(その他)

第12条 その他この要綱に定めのない事項については、開催執務委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月21日から施行する。

別表1 対象レース

グレード	個人	企業・団体
F I	全レース	
F II		
ガールズ		

別表2 協賛金額（1レース当たり）

グレード	個人	企業・団体
F I	10,000円以上	
F II		
ガールズ		

※ 企業・団体の申込者は、協賛品のほかファンサービス品を提供するものとする。

別表3 申込者の特典

	特 典
個人	・レースタイトルの命名（12文字以内） ・出走表及び車券へのレースタイトル印字 ・特別観覧席招待（10名まで） ・CS放送における紹介【希望制】 ・優勝選手への副賞贈呈及び優勝選手との写真撮影【希望制】
企業・団体	・レースタイトルの命名（12文字以内） ・出走表及び車券へのレースタイトル印字 ・特別観覧席招待（10名程度） ・CS放送における宣伝【希望制】 ・優勝選手への副賞贈呈及び優勝選手との写真撮影【希望制】 ・開催中のブース出展（方法・物販等）【希望制】

※ 特別観覧席招待券は協賛レース当日の特別観覧席受付時間内のみ有効とする。

※ CS放送における紹介内容は第4条第2項の各号に該当しないものとする。

※ 優勝選手への副賞贈呈及び優勝選手との写真撮影は、デイ開催限定とし、原則として決勝戦開催日の申込者のみ対象とする。

※ ミッドナイト開催は、出走表及び車券へのレースタイトル印字と特別観覧席招待は対象外とする。